

静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、障害者等の福祉の推進を図るサービスを提供する施設、事業所等の生産性の向上を推進するためのICTの活用モデルの構築に資するため、ICTを導入する障害福祉サービス事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成18年静岡市条例第5号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業者等 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者をいう。
- (2) 障害福祉サービス事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (3) 障害者支援施設事業者 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスを行う事業を行う者をいう。
- (4) 一般相談支援事業者 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業を行う者をいう。
- (5) 特定相談支援事業者 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業を行う者をいう。
- (6) 障害児支援事業者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業又は同法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う者をいう。
- (7) 障害児相談支援事業者 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、静岡市内で障害福祉サービス等を提供する事業者で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（平成21年8月25日付け厚生労働省発障

0825第1号) 4 (2) ⑦に規定する社会福祉法人等が行う事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。ただし、国等から他の補助金等の交付を受けた場合又は補助事業により収益を生じた場合は、当該補助金の交付を受けた額又は当該収益の額に相当する額は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、1事業所当たり100万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 静岡市が開催するICT導入に伴う研修会に参加すること。

(2) 施設等におけるICTの導入状況について、国において公表することに同意すること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が30万円以上の機械、器具その他の財

産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、第1号の規定の適用を受ける財産があるときは、当該財産に係る同号に規定する期間が経過する日までの間保管すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ障害福祉分野のICT導入モデル事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち市長が指定する書類を添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、障害福祉分野のICT導入モデル事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに障害福祉分野のICT導入モデル事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除額に係る取扱い）

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除ができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その主 たる事務所の所在地〕	⑩
申請者 氏名		
電話番号		

補助金の交付を受けたいので、静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

（1）事業計画書（様式第2号）

様式第2号（第7条、第10条、第12条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績調書）

1 事業実施に係る事業計画

(1) ICTの導入を計画している業務

(2) ICTの種別

(3) 購入又はリース・レンタルの別（リース・レンタルの場合は契約期間を記載すること。）

(4) 事業費内訳

ア	消	耗	品	費	_____	円	
イ	修		繕	料	_____	円	
ウ	役		務	費	_____	円	
エ	委		託	料	_____	円	
オ	使		用	料	_____	円	
カ	賃		借	料	_____	円	
キ	備	品	購	入	費	_____	円
ク	合			計	_____	円	

(5) 財源内訳

ア	市	補	助	金	_____	円		
イ	事	業	者	負	担	金	_____	円
ウ	合		計		_____	円		

(6) ICTの導入により期待できる効果（ICTの導入による効果）

(7) その他参考事項

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1) 次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 静岡市が開催するICT導入に伴う研修会に参加すること。

(5) 施設等におけるICTの導入状況について、国において公表することに同意すること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸

し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (7) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、(1)の規定の適用を受ける財産があるときは、当該財産に係る同(1)に規定する期間が経過する日までの間保管すること。
- (10) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第11条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入税額等報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号)、要綱及び金市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第4号（第10条関係）

障害福祉分野のICT導入モデル事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その主 たる事務所の所在地〕	
申請者 氏名	〔法人にあつては、その名 称及び代表者の氏名〕	㊞
電話番号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第5号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

障害福祉分野のICT導入モデル事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第 6 号 (第12条関係)

障害福祉分野の I C T 導入モデル事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 [法人にあつては、その主]
[たる事務所の所在地]
報告者 氏名 [法人にあつては、その名] ⑩
[称及び代表者の氏名]
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市障害福祉分野の I C T 導入モデル事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
事業実績調書 (様式第 2 号)

様式第7号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり
通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第8号（第14条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕	
請求者 氏名		〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
電話番号		

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所
口座番号 普通・当座 No.
口座名義

様式第9号（第15条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	Ⓜ
	氏名		
	電話番号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市障害福祉分野のICT導入モデル事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円